資料 他１

自治協議会の役割について

新潟市区自治協議会運営指針（抜粋）

⑵　審議機関としての機能

区自治協議会は，区役所の事務や市が行う区民等との連携強化に関することなど，市長やその他の市の機関によって諮問されたものや，自らが必要と認めるものについて，審議し意見を述べることができることとしており，地域コミュニティ協議会をはじめとする区民等の意見を調整し，その内容や取扱いについて審議するものである。

３　他の機関等との関係

⑴　市議会との関係

市議会は，全市的な視点を持って，市の将来を見据えた方向性を導き出す機関であり，各種条例の制定・改廃や予算・決算などの事項についての議決権をはじめとした，多くの権限・機能を有し，政策的・経営的な立場から市の大きな方向付けを行う議決機関である。

区自治協議会は，市議会が認めた権限・予算の範囲において，区民に身近な地域社会の課題を解決するため，区民等の意見の調整・集約を行うことにより，区民等の意向を行政運営に反映させながら，行政との協働によるまちづくりを行う要として位置付けられる市の附属機関である。

⑵　地域コミュニティ協議会との関係

地域コミュニティ協議会は，小学校区又は中学校区単位で自治会・町内会やＰＴＡなどの公共的団体等で構成された，福祉，防災，教育など地域の諸課題に取り組むための活動主体となる任意の組織であり，区自治協議会委員の主要な選出母体となっている。

区自治協議会は，区内のすべての地域コミュニティ協議会から委員を選出することにより，多様な意見を集約し，区民等の意向を行政運営に反映していくことができるものである。

４　他条例との整合性

自治基本条例における位置付け

自治基本条例は，本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに，市民の権利や責務，議会及び市長等の役割や責務を明らかにし，市政運営の諸原則を定めることにより，市民自治の確立を図ることを目的としている。区自治協議会は，同条例において地域の多様な意見を調整し，その取りまとめを行い協働の要となるよう努めるものと規定している。

2　諮問及び建議等

【条例：第７条第２項，第３項】
２　区自治協議会は，次に掲げる事項のうち，市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて，審議し，市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
⑴　区役所が所掌する事務に関する事項
⑵　前号に掲げるもののほか，市が処理する区の区域に係る事務に関する事項
⑶　市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
３　市長は，次に掲げる事項のうち，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合においては，あらかじめ，当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。
⑴　総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
⑵　区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
⑶　区役所が企画立案を行う施策のうち，市長が定める事項

条例第７条第２項及び第３項に掲げる区自治協議会の役割について，下記のとおり整理し，諮問及び建議等に関する手続等を行うものとする。

⑴　諮問及び建議等の整理

①　諮問等

ア　任意諮問（第７条第２項）

市長やその他の市の機関（以下「市長等」という。）は，条例第７条第２項各号に規定する，市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関することなど，区自治協議会の意見を聴く必要がある事項について，諮問を行う。

イ　必須意見聴取（第７条第３項）

市長は，条例第７条第３項各号に規定する事項について，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合，あらかじめ区自治協議会の意見を聴かなければならない。

ウ　参考意見の聴取

市長等は，市の施策に対する参考意見の聴取など，諮問に至らない事項や必須意見聴取に該当しない事項について，諮問の手続によらず区自治協議会の意見を聴くことができるものとする。